

マンション再生協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、マンション再生協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、マンションの修繕・改修や建替え（以下「マンション再生」という。）に関する情報交流等のマンション再生の円滑化のための活動を行うことにより、マンションにおける良好な居住環境の確保と都市再生に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 マンション再生に関する情報提供
- 二 マンションの再生事例等の収集
- 三 マンション再生に係る法制度その他に関する意見及び要望のとりまとめ
- 四 その他本協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員の資格)

第4条 本協議会の会員の資格は、次のとおりとする。

- 一 地方公共団体
- 二 マンション再生に関連する独立行政法人、公益法人、特定非営利活動法人又はこれらに類する団体
- 三 マンション管理組合等により構成される団体
- 四 学識経験者等

(入会等)

第5条 入会をしようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 団体又は法人にあっては、その代表者を会長に届けるものとする。
- 3 前項の代表者に変更があった場合も同様とする。

(退会)

第6条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第2章 役 員

(種別及び定数)

第7条 本協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 15名以内
- 2 会長及び副会長は、総会において会員（団体又は法人にあっては、その代表者とする）の中から選任する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本協議会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(任期)

第9条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 団体又は法人の代表者の役員にあっては、当該団体又は法人から代表者の変更の届け出があった場合は後任者が役員に就任することとし、その任期は前項の規定に

- 関わらず、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後であっても、次の役員が選任されるまでは、その職務を行わなければならない。

第3章 会議

(会議)

第10条 会議は、総会及び正副会長会議とする。

(総会)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、次の事項を議決する。
 - 一 本協議会の活動計画
 - 二 規約の改正
 - 三 その他本協議会の運営に関すること

(正副会長会議)

第12条 正副会長会議は、会長及び副会長をもって構成する。

- 2 正副会長会議は、次の事項を議決する。
 - 一 総会に付議すべき事項
 - 二 その他総会での議決を要しない本協議会の業務の執行に関すること

(会議の招集、開催)

第13条 会議は、会長が招集する。

- 2 総会は、原則として年1回開催する。
- 3 正副会長会議は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 4 正副会長会議は、書面（電子メールを含む。以下同じ。）によって表決する会議とすることができる。

(議長)

第14条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第15条 会議は、総会にあつては会員、正副会長会議にあつては役員の過半数出席により成立する。

(議決)

第16条 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

- 2 前項において、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代理表決等)

第17条 総会において、会員は、書面により又は他の会員若しくはその代理人に委任し、議決権を行使することができる。この場合において、当該会員は総会に出席したものとみなす。

- 2 正副会長会議において、役員は、書面により又は他の役員若しくはその代理人に委任し、議決権を行使することができる。この場合において、当該役員は正副会長会議に出席したものとみなす。

第4章 委員会等

(委員会等)

第18条 本協議会に、業務の執行に必要な委員会等を置くことができる。

- 2 委員会の設置並びに委員長及び委員は、正副会長会議で決定する。

第5章 解 散

(解散)

第19条 本協議会は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

第6章 事務局

(事務局)

第20条 本協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、当分の間、公益社団法人全国市街地再開発協会に置くものとする。

第7章 雑 則

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関する事項は、正副会長会議の議決を経て、会長が別に定める。

(附則)

- 1 この規約は、本協議会の設立の日（平成15年7月10日）から施行する。
- 2 本協議会の設立当初において理事会が発足するまでは、設立発起人代表への入会申込書の提出をもって入会したものとみなす。
- 3 本協議会の設立初年度の事業計画は、第14条及び第19条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本協議会の第1回理事会の議長は、第16条第6項の規定にかかわらず、その理事会において理事のなかから選出された者を議長とする。
- 5 本協議会の設立初年度の収支予算は、第19条第2項の規定にかかわらず、設立発起人の定めるところによる。
- 6 本協議会の設立初年度の事業年度は、第18条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成16年3月31日までとする。

(附則)

- 1 この規約変更は、総会の議決の日（平成22年6月29日）から施行する。

(附則)

- 1 この規約変更は、総会の議決の日（平成24年7月6日）から施行する。